

## 令和２年第１１回佐伯市教育委員会会議録

- 1 日 時 令和２年１１月１８日（水）  
開会 １５時１５分 閉会 １６時１３分
- 2 場 所 佐伯市教育委員会 第１市民活動室
- 3 出席者の氏名  
教育長 宗岡 功  
委 員 岩佐 礼子 委 員 平井 國政  
委 員 小寺 香里
- 4 事務局  
教育部長 渡邊 和彦  
次長兼教育総務課長（以下、「教総課長」という。）坪矢 一義  
学校教育課長（以下、「学教課長」という。）石井 睦基  
社会教育課長（以下、「社教課長」という。）淡居 宗則  
体育保健課長（以下、「体保課長」という。）佐藤 好昭  
本日の書記 総括主幹 御手洗 薫 副主幹 團塚 竜二
- 5 付議した議案 １件
- 6 報告事項等 ３件
- 7 その他 ０件
- 8 傍聴人 ０名

### 開会・点呼

教育長 それでは、委員の出席確認をいたします。  
本日は、全委員が出席です。

教育長 ただいまから令和２年第１１回教育委員会会議を開会します。

### 前回会議録の承認

教育長 前回の第１０回佐伯市教育委員会の会議録の承認を小寺委員お願いいたします。  
（会議録に署名）

### 教育長の報告

- ・ 中学校生徒の死亡事故について

### 会期の決定

教育長 本日の教育委員会会議はお手元の次第のとおりです。会議の終了は１６時３０分を

予定しています。よろしくお願いします。

## 議 事

教育長           はじめに、本会議は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項の規定により公開となります。

### 【議 案】

議案第 38 号 令和 2 年第 6 回佐伯市議会定例会議案に対する教育委員会の意見について

- ・ 令和 2 年度一般会計補正予算（第 6 号）
- ・ 佐伯市公民館条例の一部改正について
- ・ 佐伯市条例の廃止に関する条例の一部改正について
- ・ 佐伯市都市公園条例の一部改正について
- ・ 財産の取得について（電子黒板等）
- ・ 佐伯市鶴見地区公民館有明分館の指定管理者の指定の期間の変更について
- ・ 佐伯市弥生地区公民館床木分館ほか 14 分館の指定管理者の指定の期間の変更について

教育長           それでは、議案第 38 号「令和 2 年第 6 回佐伯市議会定例会議案に対する教育委員会の意見について」のうち、「令和 2 年度一般会計補正予算（第 6 号）」を提案しますので、坪矢次長兼教育総務課長から説明いたします。

教総課長       議案第 38 号令和 2 年第 6 回佐伯市議会定例会議案に対する教育委員会の意見について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、教育委員会の意見をもとめるものであります。補正予算の主なものについて、その内容を説明します。別紙の令和 2 年度補正予算・予算説明書の 25 ページをご覧ください。一番上にあります区分 1 の義務教育振興事業—学校情報ネットワーク環境整備事業の委託料 3,300 千円につきましては、国が進める GIGA スクール構想に伴い、学習用タブレット端末を既存のネットワークに接続するために、既存機器等の設定変更を行うための予算です。次に区分 2 の補習等のための指導員等派遣事業については、6 月の補正予算で計上した時点から、スクールサポートスタッフ及び学習指導員の人数配分が、県の内示により変わったことにより補正するものです。次に区分 3 のさいき創生人材育成基金活用事業—学力向上実践研究事業につきましては、生徒の「学びに向かう力」を育てるため、芸術・文化・科学技術等の専門家を講師に招き、体験的な学習を実施予定でしたが、新型コロナウイルスによる影響で中止になったため、減額するものです。次に 27 ページをご覧ください。中段にあります区分 1 の公民館施設整備事業—青山地区公民館建設事業については、本事業の実施を今年度 1 割、来年度 9 割を見込んでいましたが、今年度の出来高が 0 となったため、減額補正を行うものです。次に下段にあります区分 1 の体育振興事業—オリパラ聖火リレー等開催事業については、事業が 1 年延期になったことから、聖火リレー大分県実行委員会への負担金 1,680 千円を

減額するものです。次に 29 ページをご覧ください。中段にあります区分 1 の保健体育施設管理事業—海洋センター管理費については、新型コロナウイルス感染防止対策のため、B & G 海洋センター 6 施設を休館した期間の夜間休日管理業務委託の変更に伴う委託料の減額です。次に下段にあります区分 2 の佐伯市総合運動公園野球場大規模改修事業については、野球場スコアボード改修工事の入札残の一部の額、3,100 千円を区分 1 の総合運動公園一般管理費の需用費にあて、野球場フェンス塗り替え補修をするものです。また役務費 737 千円については、総合体育館の雨漏り漏水調査を行うための調査費用です。以上で、令和 2 年度一般会計補正予算（第 6 号）の説明を終わります。

教育長           ただいま説明のありました議案について、審議を行います。質問、ご意見のある方はお願いします。

平井委員       公民館の工事が延びたらどうされるのですか。

社教課長       工事が延びるというよりは、令和 2 年分と 3 年分で 1 対 9 に割り振っていましたが契約の関係上、今年度の出来高が 10% に達しない状況になりましたので、今年度は 0 とし、来年度に支払うことになりました。工事が遅れているという事ではありません。

教育長           他にございませんか。

教育長           それでは、次に「佐伯市公民館条例の一部改正について」を提案しますので、淡居社会教育課長から説明いたします。

社教課長       議案資料 2 ページをご覧ください。佐伯市公民館条例の一部改正についてご説明します。本議案は、現在、教育委員会社会教育課の所管施設として、「佐伯市公民館条例」に規定されております「佐伯市鶴見地区公民館有明分館」を令和 3 年 4 月 1 日で用途廃止しようとするものです。同分館は、昭和 50 年に建設され、有明浦地区が当該施設の指定管理者として管理を行っております。地区公民館分館については、「佐伯市公共施設等総合管理計画」において「地区譲渡の推進」の方針が定められており、社会教育課では、必要な施設内外の修繕改修を行い、地区譲渡に向けた環境整備に取り組んでまいりました。今回、施設の所在地区である日の浦地区が、分館施設の譲渡受入を 6 月 7 日の地区総会にて決定しており、去る 10 月 19 日付けで、日の浦区長から「財産無償譲渡申請書」の提出がありました。これを受けて、今議会で行政財産の用途廃止の議決を頂いた後、必要な手続きに着手し、来年 3 月議会へ「無償譲渡」の議案を提案する予定としております。以上で議案第 38 号中の佐伯市公民館条例の一部改正についての説明を終わります。

教育長           ただいま説明のありました議案について、審議を行います。質問、ご意見のある方はお願いします。

岩佐委員       地区譲渡ということは、地区の住民が管理していきたいという希望があったのですか。

社教課長       分館については、現在も委託料なしで管理をお願いしており、光熱水費については地区の負担、大きな修繕等は市の負担という運用をしております。施設自体を無償で地区に譲渡し自由に使っていただくよう考えております。市は施設の譲渡を進めており、今回、地区との協議が整ったということでもあります。

教育長           今後は、市のお金は入らないのですか。

社教課長       はい。ただ、譲渡前に施設の改修を行ったり、譲渡後に市の補助金を活用し運営することは考えられます。

教育長           他にございませんか。

教育長           それでは、次に「佐伯市条例の廃止に関する条例の一部改正について」を提案しますので、淡居社会教育課長から説明いたします。

社教課長       議案資料 12 ページをご覧ください。佐伯市条例の廃止に関する条例の一部改正についてご説明いたします。本議案は、「佐伯市公民館条例」に規定されております。25 の地区公民館及び 15 の地区公民館分館を、新たに地域コミュニティ組織の活動拠点施設となるコミュニティセンター及びその分館とすることに伴い、「佐伯市公民館条例」を、令和 3 年 4 月 1 日で廃止しようとするものです。  
なお、これまで各地区公民館で行ってございました社会教育事業については、コミュニティセンター移行後も、配置職員に教育委員会業務の補助執行を行う形で引き続き継続し、今回の改変により、社会教育事業を低下させることがないよう努めてまいります。以上で議案第 38 号中の佐伯市条例の廃止に関する条例の一部改正についての説明を終わります。

教育長           ただいま説明のありました議案について、審議を行います。質問、ご意見のある方はお願いします。

岩佐委員       公民館長のポストがなくなるので、センター長が市長部局の条例によりできるのですか。

社教課長       市長部局の条例によりコミュニティセンター長となります。市長部局であっても教育委員会の業務をお願いすることがありますので社会教育事業が低下しない

よう協議をしていきます。

岩佐委員      今の公民館長が横すべりでコミュニティセンター長ということではなくて、新たに募集があるということですか。

社教課長      はい。募集を行い面接等により決定されると思われます。

教育長          他にございませんか。

教育長          それでは、次に「佐伯市都市公園条例の一部改正について」を提案しますので、佐藤体育保健課長から説明いたします。

体保課長      議案資料 18 ページをご覧ください。佐伯市都市公園条例の一部改正について、佐伯市総合運動公園の公園施設の改修費等に充てるため、佐伯市総合運動公園の佐伯球場のグラウンド内壁のフェンスに広告を表示することができるようにするとともに、当該広告の表示に係る使用料の額を定めようとするものです。また当該球場のスコアボード設備の改修により当該設備の利用料金の上限額を改めようとするものです。改正の内容の 1 点目は、佐伯市総合運動公園の佐伯球場のグラウンド内壁のフェンスに広告を表示しようとする者は、市長の許可を受けなければならないこととし、当該表示に係る使用料を 1 か月 1 平方メートル当たり 250 円とします。2 点目は、佐伯市総合運動公園の佐伯球場のスコアボードは、供用開始から 28 年が経過し、老朽化が著しく、表示部は、得点表示部のみが磁気反転式ユニット、S B O や打順の表示が白熱ランプ、それ以外は手書きの手動文字盤となっています。現在、当該スコアボードの改修を行っており、改修後は、チーム名・得点・判定・球速・投球数・選手名・審判名が L E D 表示盤となり、機能性が高く充実することから、改修費用、維持管理費等を考慮し、利用料金の上限額を改めようとするものです。施行期日については、広告の表示の許可及び当該表示に係る使用料の規定の整備は、公布の日から、スコアボードの利用料金の上限額の改正は、公布の日から起算して 4 か月を超えない範囲内において規則で定める日としています。以上で議案第 38 号中の佐伯市都市公園条例の一部改正についての説明を終わります。

教育長          ただいま説明のありました議案について、審議を行います。質問、ご意見のある方はお願いします。

岩佐委員      広告表示の 1 平方メートル当たり 250 円は他市と照らし合わせて妥当なのですか。

体保課長      金額につきましては、県内で同一の例がありませんので四国の球場を参考にしております。スコアボードの使用料につきましては、県内の球場を参考にしており

ます。

教育長 他にございませんか。

教育長 それでは、次に「財産の取得について（電子黒板等）」を提案しますので、坪矢次長兼教育総務課長から説明いたします。

教総課長 議案資料 34 ページをご覧ください。財産を取得することについて、佐伯市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決が必要となりますので、教育委員会の意見をもとめるものであります。購入する財産は、電子黒板及び移動式スタンドを 210 台となっております。購入の目的は、小中学校の I C T 環境を整備するためであります。購入の相手方は、佐伯市池船町 6 番 7 号の株式会社ミール 代表取締役 山本 幸路であります。購入の方法は、一般競争入札です。購入予定価格は、43,774,500 円（税込み）であります。提出の理由は、GIGA スクール構想に伴い、6 月にタブレット端末とともに予算計上しました電子黒板等を、小中学校の I C T 環境を整備するため購入したいので提出するものであります。なお、お手元に購入予定の電子黒板の概要を A 4 カラー版のワンペーパーで配布させていただいていますが、この資料の 65 型のモデルとなりますのでご参照ください。以上で、財産の取得についての説明を終わります。

教育長 ただいま説明のありました議案について、審議を行います。質問、ご意見のある方はお願いします。

教育長 国庫補助の対象ですか。

教総課長 いえ、起債（合併特例債）を充当する予定です。

教育長 使い方で何か説明がありますか。

学教課長 先生たちが創造性をもって使用できるよう研修を重ねていきたいと考えております。

教育部長 佐伯市が進める GIGA スクール構想については、現在、計画書を作成中であります。計画書の中で研修の計画や進め方をまとめていきます。また、ICT の専門スタッフを増員する予定であります。

教育長 他にございませんか。

教育長 それでは、次に「佐伯市鶴見地区公民館有明分館の指定管理者の指定の期間の変

更について」を提案しますので、淡居社会教育課長から説明いたします。

社教課長 議案資料 36 ページをご覧ください。佐伯市鶴見地区公民館有明分館の指定管理者の指定の期間の変更についてご説明します。本議案は、佐伯市鶴見地区公民館有明分館の指定管理者の指定の期間を変更することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び佐伯市公の施設における指定管理者の指定手続き等に関する条例第 4 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものです。平成 30 年 3 月 15 日に有明浦地区と締結しました佐伯市鶴見地区公民館有明分館指定管理者協定書では、指定の期間は「平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年（令和 5 年）3 月 31 日まで」となっております。しかし先ほどご説明したように本年 10 月 19 日に、日の浦地区から施設の無償譲渡についての要望書が提出され、現在、無償譲渡についての調整を行っているところです。今回、無償譲渡に係る手続きを進めるにあたり、当該指定管理者の指定の期間の末日を、当該施設の用途廃止の日の前日である、令和 3 年 3 月 31 日に変更することについて、再度議会の議決を求めるものです。なお、今件に係る有明浦地区との変更協議は、本年 10 月 27 日に完了しております。以上で議案第 38 号中の佐伯市鶴見地区公民館有明分館の指定管理者の指定の期間の変更についての説明を終わります。

教育長 次の「佐伯市弥生地区公民館床木分館ほか 14 分館の指定管理者の指定の期間の変更について」も指定の期間の変更になりますのであわせて説明をお願いします。

社教課長 資料 38 ページをご覧ください。佐伯市弥生地区公民館床木分館ほか 14 分館の指定管理者の指定の期間の変更についてご説明します。本議案は、佐伯市弥生地区公民館床木分館ほか 14 分館の指定管理者の指定の期間を変更することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び佐伯市公の施設における指定管理者の指定手続き等に関する条例第 4 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものです。平成 30 年 3 月に各指定管理者と締結しました指定管理者協定書では、指定の期間は「平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年（令和 5 年）3 月 31 日まで」となっております。しかし先ほどご説明したように本年 4 月 1 日に「佐伯市公民館条例」を廃止し、施設を新たに「佐伯市コミュニティセンター分館」とすることから、当該指定管理者の指定の期間の末日を、条例廃止の日の前日である、令和 3 年 3 月 31 日に変更することについて、再度議会の議決を求めるものです。なお、今件に係る各指定管理者との変更協議は、11 月内に全て完了しております。以上で議案第 38 号中の佐伯市弥生地区公民館床木分館ほか 14 地区公民館分館の指定管理者の指定の期間の変更についての説明を終わります。

教育長 ただいま説明のありました議案について、審議を行います。質問、ご意見のある方はお願いします。

教育長 なければ、議案第 38 号の承認についてお諮りいたします。議案第 38 号について、

承認してもよろしいですか。

各委員           （全委員から「はい」との同意あり）

教育長           議案第 38 号については、提案どおり承認します。

報告事項等

- ・ 佐伯市立幼稚園及び保育所のあり方についての実施計画書（案）について
- ・ 佐伯市史の目次案について
- ・ 次回教育委員会までの主要行事について

教育長           以上報告事項ですが、最後にその他、何かございますか。

（確認：特になし）

特にないようですので、以上で本日の第 11 回佐伯市教育委員会を終了します。

終了 16 時 13 分